

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年11月26日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GIグレード 0件
2. GIIグレード 0件
3. GIIIグレード 6件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	2号機	エリア放射線モニタのCh. 36(原子炉建屋付属棟地下1階北東エリア)の点検時、下限警報発生を確認した。当該モニタを修理。	
2	4号機	換気空調補機非常用冷却水系冷凍機(A)の点検時、軸受が磨耗していることを確認した。当該軸受を修理。	
3	5号機	取水口除塵装置洗浄ポンプ(B)の点検時、下シャフト(駆動力を伝える回転軸)の腐食を確認した。当該シャフトを修理。	
4	6号機	発電機電力量計の点検時、誤差が管理値を超えていることを確認した。当該計器を修理。	
5	その他	固体廃棄物処理建屋において、自動試料交換式の汚染検査装置に動作不良を確認した。当該装置を点検・修理。	
6	その他	荒浜側焼却設備雑固体分離機コンベア(A)の動作不良を確認した。当該コンベアを点検・修理。	